

2021年3月19日

一般社団法人 日本専門医機構
総合診療専門医検討委員会
委員長 羽鳥 裕

新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置について

新型コロナウイルス感染症パンデミックによって総合診療専門研修に遅れが生じたプログラムが多数あること、また総合診療専門研修の第一期生について、日本専門医機構において事務上の遅れが生じたことなどから、2020年度に研修修了予定の専攻医に限り下記の特別措置を行う。

記

1. 専門医試験の受験要件確認のために必要な書類の提出は、6月末日まで猶予する。
2. 必修ローテート分野（総合診療専門研修Ⅰ、同Ⅱ、内科、小児科、救急科）毎の経験目標については、該当するローテート期間以外の期間に経験した症例によって目標レベルに到達した場合も研修実績として認める。

※但し、現在検討中の内科とのダブルボードが認められた場合、内科指導医のもとで経験した総合診療専門研修Ⅱ中の内科症例を除き、内科とのダブルボード申請には使えない。

3. 必修ローテート分野毎の履修期間を満たすことができなかった場合、プログラム統括責任者から4月26日までに新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置検討申請書①の提出により、真に新型コロナウイルス感染症パンデミックに伴う研修環境の変化が原因であることが客観的に示されていれば（機構において審査を行う）、全ての目標の定められたレベルでの達成、および、プログラムに定められた全研修期間（3年ないし4年）の完了をもって、修了を認める。

※但し、現在検討中の内科とのダブルボードが認められた場合、内科研修期間のカウントは実際に研修した期間分のみとなる。

4. 研修目標が達成できなかった場合、プログラム統括責任者から4月26日までに新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る特別措置検討依頼書②の提出により、真に新型コロナウイルス感染症パンデミックに伴う研修環境の変化が原因であることが客観的に示されていれば（機構において審査を行う）、令和3年度に実施される総合診療専門医試験の受験資格を与えた上で、研修目標の達成を1年間猶予する。専門医試験に合格し、かつ、研修目標を達成した場合には、遡って専門医資格を授与する。
5. 総合診療版 J-OSLER については、紙媒体（様式は任意）による提出を許可する。但し、紙媒体と電子媒体の併用は認めない。また、現在検討中の内科とのダブルボードが認められた場合にも紙媒体の症例は内科とのダブルボード申請には使えない。

※この時限措置とは別に、内科研修における外来症例とコンサルト症例の重要性に鑑み、それらを合算して1割を上限に症例登録および病歴要約登録を認めることとする。また、内科指導医のもとで経験した総合診療専門研修Ⅱ中の内科症例を、内科研修症例として登録できるものとする。

以上